

入学料免除申請必要書類チェックリスト

申請必要書類一覧に掲げる書類のうち、必要な書類を確認するためのチェックリストです。
複数項目に該当する場合は、該当する項目の必要書類（マイナンバーが記載されていないもの）をすべて提出してください。

★「入学料免除・徴収猶予申請書」、「家庭調書」、「提出書類確認票」、「所得証明書」、「罹災証明書の写し」の5点は、
令和8年度後期分授業料、徴収猶予の申請予定がない入学料免除申請者全員が提出する書類です。

【1】家族構成

※罹災額（居宅修繕費など）が発生している場合は
「罹災額が確認できる書類」を提出してください。

所得証明書に加えてこれらの書類が必要です
（どちらかを提出ということではありません）

給与収入者	前年1月1日以前から現在の職に就いている	Ⅲ－1 令和7年分源泉徴収票の写	令和8年度所得証明書（令和7年分）
	前年1月2日以降に就職・転職した人	Ⅲ－1 給与支払（見込）証明書	
年金受給者		Ⅲ－2 令和7年分公的年金等の源泉徴収票の写	
自営業者	前年（令和7年）以前から継続して所得がある人	Ⅲ－3 令和7年分確定申告書の写又は 令和8年度市民税・県民税申告書の写	
	令和8年以降に開業・起業した人	Ⅲ－3 収支内訳（見込）申告書	
給与収入者で年金受給者、給与収入者で自営業者等 複数兼ねている人		Ⅲ－1、Ⅲ－2、Ⅲ－3など該当する書類	
内職をしている人		Ⅲ－4 内職で得た収入の証明書	
無職の人 （60歳以上の老齢年金受給者を除く）	失業保険を受給している人	Ⅳ－7 雇用保険受給資格者証の写	
	障害年金・遺族年金を受けている人	Ⅲ－2 年金振込通知書 並びに Ⅳ－7 無職申立書及び健康保険証等の写	
	上記以外で無職の人	Ⅳ－7 無職申立書及び健康保険証等の写	
令和7年10月以降に臨時所得 （退職金等）のあった人		Ⅲ－5 臨時所得が確認できる書類の写	
就学者及び未就学児 （※）印は、家庭調書では就学者に 含めませんので、「就学者を除く 家族」欄に記入してください。	在学 の 種 類	国立の大学・高専 → Ⅳ－6 授業料免除証明書 公・私立の大学・高専・専修学校 → Ⅳ－6 在学証明書 予備校・農業大学校・防衛大学校等（※） → Ⅳ－6 在学証明書 小・中・高校 → 証明書類不要 小学校入学前の乳幼児（※） → 証明書類不要	
申請者本人	令和8年10月現在の 平均月収	8万円以上 → 勤務開始時期に応じて Ⅲ－1 令和7年分源泉徴収票の 写又は給与支払（見込）証明書 ※所得証明書は不要 8万円未満又は無収入 → 証明書類不要	

【2】家族構成の補足・・・該当する人だけ提出してください

母子・父子家庭	母子 の 証 明 書	母子又は父の源泉徴収票・確定申告書・所得 証明書等に控除の記載がある場合 → 母子・父子家庭証明書は不要 遺族年金を受給している場合（死別のみ） → Ⅲ－2 遺族年金の振込通知書等の写 児童扶養手当を受給している場合 → Ⅳ－11 児童扶養手当証書の写 母子又は父子家庭であることが他の 証明書類で確認できない場合 → Ⅳ－11 母子・父子家庭証明書又は戸籍全部事項証明書
主たる家計支持者が無職又は世帯収入が100万円未満の場合		Ⅳ－9 経済生活状況申告書（日本人学生用）
障害者のいる 世帯	障 害 者 の 証 明 書	障害者手帳を持っている人 → Ⅳ－12 障害者手帳の写 障害者年金を受給している人 → Ⅲ－2 障害年金振込通知書の写 介護保険「要介護5」の認定を受けた人 → Ⅳ－12 介護保険被保険者証（要介護5）の写 上記以外の人 → Ⅳ－12 医師等の診断書
令和8年10月時点で6ヶ月以上にわたり療養中の 人又は療養を必要とする人がある場合		Ⅳ－13 医師等の診断書及び最近月の医療費の領収書の写
主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の場合		Ⅳ－14 最近月の電気・ガス・水道代、住居費の領収書の写
生活保護を受けている場合		Ⅳ－10 保護決定（変更）通知書の写
過去1年以内に火災・風水害・盗難等の被害に 遭い、長期（2年）にわたり収入が減少したり、 支出が増大すると見込まれる場合		Ⅳ－15又はⅣ－16 「罹災証明書」及び罹災額が確認できる書類の写又は 「盗難届出証明書」及び被害額が確認できる書類の写
令和7年10月以降に主たる家計支持者が死亡 した場合		Ⅳ－17 死亡診断書 並びにⅢ－5 死亡保険金支払額証明書 及び退職金支給額証明書（該当がある場合）